

港湾工事における週休2日工事の補正方法等の取扱いについて

港湾工事については、以下に示すとおり、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保できた場合において、各経費を補正するものとする。

1 対象期間（別表－1参照）

- （1）起算日は、現場作業着手日以降の最初の土曜日とする。
- （2）現場閉所の確認は、起算日から完成通知書提出日2週間前の時点で単位期間が確保できる期間を対象とする。
- （3）工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は、対象外とする。

2 用語の定義

（1）単位期間（別表－1参照）

土曜日を起算日とし、4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。

（2）4週8休以上（別表－2参照）

各単位期間において、8日以上現場閉所があることをいう。

なお、期間内に祝日、夏季休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

3 補正方法等

山口県設計標準歩掛表（港湾編）を適用する工事の労務単価等については、次の方法により補正するものとする。

（1）労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.04を乗じる。（小数第1位四捨五入）

（2）機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率

それぞれの経費に、次の補正係数を乗じる。

- ・機械経費（賃料） 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

（3）市場単価

次の算式による。なお、4週8休以上を確保できた場合における工種毎の補正係数につ

いては、次表によること。

$$\text{補正後市場単価} = \text{標準市場単価} \times \text{週休2日補正} \times \text{施工規模等補正}$$

※端数処理については、週休2日補正、施工規模等補正の順に、各補正毎に少数第1位以下切捨てとする。

※港湾工事以外の市場単価及び標準単価は、補正の対象外とする。

表 市場単価の補正係数(港湾工事)

工 種		補正係数	工 種		補正係数
1	底面工	1.03	17	車止撤去	1.04
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	18	電気防食取付	1.04
3	支保工	1.04	19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
4	足場工	1.02	20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
5	鉄筋工	1.04	21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
6	吊鉄筋工	1.04	22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
7	型枠工	1.03	23	ペトロラタム被覆	1.04
8	コンクリート打設(ポンプ車打設)	1.04	24	現場鋼材溶接工・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
	コンクリート打設(ポンプ車打設以外)	1.04	25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
9	止水板工	1.04	26	かき落とし工	1.04
10	上蓋工	1.04	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
11	伸縮目地工	1.02	28	汚濁防止膜枠設置・撤去	1.02
12	係船柱取付	1.04	29	灯浮標設置・撤去	1.03
13	防舷材取付	1.04	30	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
14	車止・縁金物取付	1.04		汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.04
15	係船柱撤去	1.04	31	異形ブロック製作 型枠工	1.04
16	防舷材撤去	1.04		異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
				異形ブロック製作 給熱養生	1.03

(4) その他

工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査(チェックボーリング)等は、労務費補正の対象としない。

また、工場製作についても、労務費補正の対象としない。

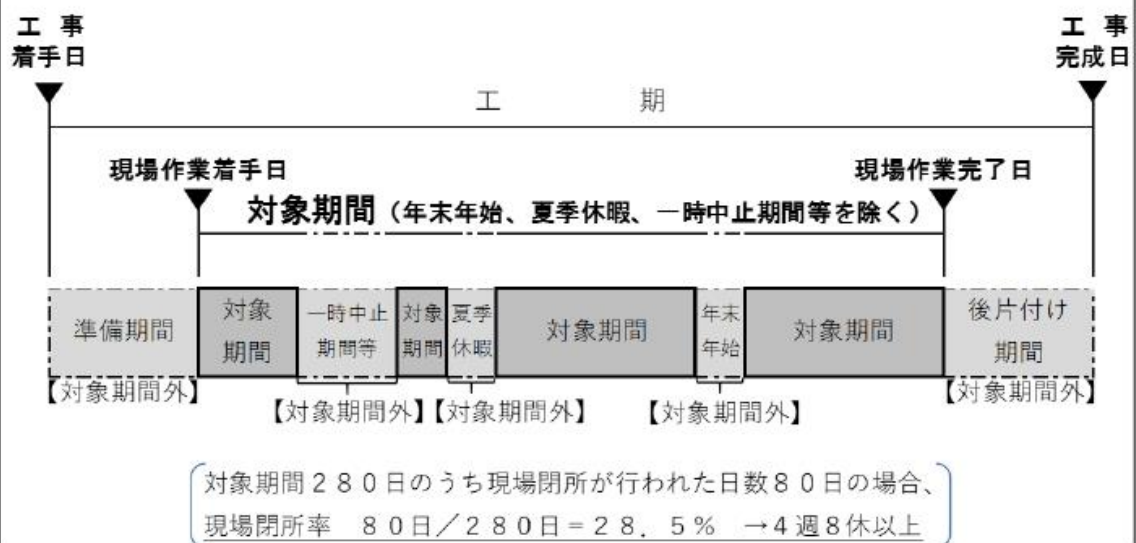
なお、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費及び現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接費率による。

別表-1 対象期間の例(港湾工事)

							単位期間
	土	日	月	火	水	木	金
			現場作業着手日				
1 週目	起算日						
2 週目							
3 週目							
4 週目							
5 週目							
6 週目							
7 週目							
8 週目							
(以降、4 週間毎に単位期間を設定)							
1 3 週目							
1 4 週目							
1 5 週目							
1 6 週目							
1 7 週目							
1 8 週目							
1 9 週目							
2 0 週目							
2 1 週目							
2 2 週目							
2 3 週目					確認期限		
2 4 週目					完成通知書提出日		
2 5 週目							
2 6 週目				工期末日			

注：21 週目以降は、確認期限において4 週（28 日）が確保できないので対象外とする。
 →完成通知書提出日の2 週間前までの時点で4 週8 休を確認できる期間を対象とする。

【参考】対象期間（港湾工事以外）



別表－2 4週8休以上、達成・未達成の確認例(港湾工事)

単位期間

例1) 対象期間内に祝日がない場合

○ 4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目		休日作業		休日の振替				
4週目								
5週目								2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1 期間目：日曜日に休日作業を行い、同じ単位期間内に休日の振替を取っているため、達成

○ 4週8休以上、未達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目		休日作業						
4週目								
5週目				休日の振替				2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1 期間目：日曜日に休日作業を行い振替を取っているが、同じ単位期間内でないため、未達成

例2) 対象期間内に祝日がある場合

○ 4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目		祝日	振替休日					
3週目								
4週目								
5週目	祝日							2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1 期間目：期間内に「祝日の振替休日」が1日あるため、9日以上の現場閉所で達成

2 期間目：期間内の祝日が土曜日（週休日）であるため、8日以上の現場閉所で達成

例3) 対象期間内に年末年始がある場合（R1.12～R2.1の例）

○ 4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目								
4週目								
5週目		12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

2 期間目：期間内に年末年始（12/29～1/3）を含むため、13日以上の現場閉所で達成